

ブライツ保育園大阪歌島 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人済聖会
所在地	愛知県名古屋市中区栄3-14-7
電話番号	052-265-0190
代表者氏名	理事長 林 牧絵

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名 称	ブライツ保育園大阪歌島
施設の所在地	大阪市西淀川区歌島4-4-23
連絡先	電話番号 06-6476-0190 FAX 06-6476-0191
管理者	園長 長谷川 友美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 6人 1歳児 12人 2歳児 12人 3歳児 14人 4歳児 14人 5歳児 14人
利用定員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 23人 満1歳未満の児童 1人
開設年月日	令和2年4月1日
事業所番号	2710051005041
ホームページ	https://saiseikai.net/brightutajima/

3 施設の目的・運営方針

ブライツ保育園大阪歌島（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		350.59 m ²
園舎	構造	鉄骨造3階建
	延べ面積	498.94 m ²
園庭		182.68 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	
遊戯室（ホール）	0室	
調理室	1室	
事務室	1室	
倉庫	2室	
更衣室	1室	
便所	5室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

(3) その他保育に係る行事等

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育士	指導計画の作成、実施、記録、その他保育上必要な事項	12	8	4	他に子育て支援員1名（非常勤）
栄養士 調理員	給食の材料等の購入、献立作成及び栄養事務管理、調理の実施、記録等	3	2	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）
栄養士	正規の勤務時間帯（7:30～17:00）
調理員	正規の勤務時間帯（7:30～17:00）

※ ローテーションにより、園長、保育士、栄養士（調理員）の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から7時59分まで又は16時01分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	14時30分頃	
4歳児		11時30分頃	14時30分頃	
5歳児		11時30分頃	14時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び一部代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、ゆうちょ銀行による口座引き落とし、または口座振込にてお願いしております。

口座引き落とし手数料として保育料とは別に10円がかかります。

口座振込にかかる振込手数料については、恐れ入りますがご負担いただきますようお願い申し上げます

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 利用終了となる場合

2号認定子どもが小学校就学前の始期に達したとき

3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

保護者から退園の願い出があったとき

(2) 当園より利用契約を解除する場合

別表に定める各種費用の支払いが3ヶ月以上遅延した場合

保護者、園児、その他家族ないしその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合

その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	のざと診療所
医院長名又は医師名	江藤 理香
所在地	大阪市西淀川区野里3丁目5番34号
電話番号	06-4808-8151

(2) 歯科

医療機関の名称	小倉歯科医院
医院長名又は医師名	小倉 康義
所在地	大阪市西淀川区御幣島6-15-8
電話番号	06-6473-9074

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者は施設長とし、必要な体制の整備をしています。
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するために、職員に対する研修の実施を行います。
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講じます。
- (4) 職員は、園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護とともに家族の養育態度の改善をはかるため、保護者の同意なしに関係機関へ通報します。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 長谷川 友美 ・ご利用時間 10:00～ 19:00 ・電話番号 06-6476-0190 F A X 06-6476-0191 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	株式会社ピスタ代表 細萱 大祐 050-6868-4846 監事 深澤 知子 052-551-0190

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園児団体傷害保険
保険の内容	死亡・後遺障害
保険金額	1事故121.2万円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1名	0名	3名	1名
1歳児	12名	11名	7名	11名
2歳児	11名	12名	11名	12名
3歳児	12名	14名	11名	12名
4歳児	13名	10名	14名	10名
5歳児	1名	13名	12名	12名

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
飲酒について	当園の敷地内での飲酒及び、酔った状態での送迎はご遠慮ください。

別表

I 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	主食の提供に係る費用	3～5歳児：3,000円
副食費	副食の提供に係る費用	3～5歳児：4,500円
延長保育料	保護者区分による	日額50円 日額150円 日額250円
卒園記念品費	卒園アルバム・記念品代	5歳児：7,500円（実費）
行事記念品代	誕生日・行事記念品	月額200円
保育活動費	遠足等の施設入場料・電車代など	実費（年間500円～1,500円）
制服代 （業者による販売）	3歳児以上は、制服・園内服等が必要となります。 （制服・園内服・通園カバン）	制服：7,480円～ 通園カバン：4,000円 園内服：7,381円～
用品代 （業者による販売）	乳児クラス連絡帳 幼児クラス連絡帳 クレヨン（16色） クレヨン（1色） 色鉛筆 マーカー マーカー（1色） はさみ 自由画帳（3・4・5歳児） お道具箱 鍵盤ハーモニカ 吹き口 粘土 のり カラー帽子 粘土ケース 粘土板 粘土ペラ スモック	0～2歳児：200円 3～5歳児：168円 2～5歳児：650円 2～5歳児：65円 3・4・5歳児：1,012円 3・4・5歳児：820円 3・4・5歳児：85円 3・4・5歳児：460円 3・4・5歳児：370円 3・4・5歳児：660円 4・5歳児：495円 3～5歳児：360円 3・4・5歳児：264円 0～5歳児：1,200円 3～5歳児：370円 3～5歳児：590円 3～5歳児：275円 3～5歳児：1,700円

※制服（夏セーラーは別途希望者のみ） 夏セーラー：6,171円